



三重県公報

令和6年6月14日 (金)

第 523 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
434	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	2
435	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	4
436	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	5
437	同件	(同)	5
438	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
439	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	8
440	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	9
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	9
	土地改良事業の工事の完了	(農地調整課)	10
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	10
正 誤			
	令和6年3月29日付け三重県公報号外	(税務企画課)	10

告 示

三重県告示第 434 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 13 号の項及び第 14 号の項を削り、第 15 号の項を第 13 号の項とし、第 16 号の項を削り、第 17 号の項を第 14 号の項とし、第 18 号の項及び第 19 号の項を削り、第 20 号の項を第 15 号の項とする。

別表 1(3)の表第 13 号の項（B）の欄を次のように改める。

障害福祉サービス事業者等が ICT 導入に要する経費の一部を補助することにより、障害福祉分野における ICT の活用を進め、生産性の向上の推進を図る。

別表 1(3)の表中第 16 号の項を削り、第 17 号の項を第 16 号の項とする。

別表 1(5)の表第 1 号の項を次のように改める。

1	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる環境改善 2 保育所等における ICT 化推進 3 保育環境の向上 4 安全対策事業	障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等に要する経費 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費 保育環境の向上を図るために実施する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費 ICT を活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入するための経費の補助	補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内 補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内	市町 認可外保育施設 市町 認可外保育施設
---	--------------	--	---	--	--

別表 1(5)の表中第 29 号の項及び第 30 号の項を削り、第 31 号の項を第 29 号の項とし、第 32 号の項から第 40 号の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表 1(6)の表を次のように改める。

(6) 児童相談支援課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は 交付率	(E) 補助対象者
1	児童養護施設等整備費補助金	児童養護施設等の設置及び整備拡充を図る。	児童養護施設等の設置及び整備拡充に要する経費	別に定める。	市町及び社会福祉法人等
2	児童家庭支援センター運営事業費補助金	児童家庭支援センターの運営事業費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	児童家庭支援センターの運営に要する経費	別に定める。	社会福祉法人等
3	里親賠償保険補助金	里親支援を強化することにより、里親委託の推進を図る。	里親が里親賠償保険に加入する場合の加入に要する経費	補助対象経費の 10/10 以内	三重県里親会
4	三重県身元保証人確保対策事業費補助金	児童養護施設、女性自立支援施設等に入所中若しくは退所した子ども等又は里親に委託中	身元保証人確保対策事業に基づき、全国社会福祉協議会が実施する事業に要する経費	別に定める。	全国社会福祉協議会

		若しくは委託解除後の子どもの社会的自立の促進を図る。			
5	三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、その費用の一部を補助することにより、児童福祉関係施設の耐震化の推進を図る。	耐震診断に要する経費	補助基本額の2/3以内	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び児童心理治療施設
6	児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金	入所児童の処遇体制の強化を行う者に対し、要する経費の一部を補助することにより、入所児童の社会的自立の促進及び保健福祉の向上を図る。	職員の経費	別に定める。	社会福祉法人等
7	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援する。	三重県社会福祉協議会が実施する自立支援資金貸付事業に要する経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
8	児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金	児童養護施設等を退所した者の心の拠り所の確保や自立支援を図るとともに、入所児童の夢や希望を醸成する。	退所者の一時帰省の受け入れ及び退所者と入所児童との異年齢交流に要する経費	別に定める。	別に定める。
9	三重県乳児院等多機能化推進事業費補助金	乳児院等に医療機関等連絡調整員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	医療機関等連絡調整員（看護職員）の経費	別に定める。	社会福祉法人等
10	三重県児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業費補助金	児童養護施設及び乳児院においてICT化を推進し、職員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。	ICT化推進事業に必要な経費	別に定める。	社会福祉法人等
11	三重県小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）体制強化事業費補助金	小規模住居型児童養育事業において、養育者等直接処遇職員の補助を行う者を雇いあげることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減することを目的とする。	補助者等を雇いあげ、直接処遇職員の業務負担軽減を図るための経費	別に定める。	ファミリーホーム

別表1(6)の表の次に次の1表を加える。

(7) 家庭福祉・施設整備課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	自立支援教育訓練給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	県が指定した教育訓練講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
2	高等職業訓練促進給付金	母子家庭及び父子家庭の自立支援を図る。	資格取得のため養成機関の入学時及び修業期間中の生活負担を軽減するための経費	別に定める。	別に定める。
3	児童手当負担金	児童の家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。	市町の児童手当支給に要する経費	別に定める。	市町
4	三重県母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金	母子生活支援施設に入所中又は退所した母子の社会的自立の促進を図る。	身元保証人確保対策事業に基づき、市及び福祉事務所を設置する町が支払う保険料に要する経費	別に定める。	市及び福祉事務所を設置する町
5	三重県学習支援ボランティア事業費補助金	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等における児童の学習を支援すること、悩みや進学の相談等を受けること及び食事の提供を行うことで、児童の学習	こどもの生活・学習支援事業に基づき実施した学習支援（受験等を含む）に要する経費	別に定める。	市町

		習慣及び生活習慣を確立することを目的とする。			
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金	日常生活を営むのに支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。	ひとり親家庭等日常生活支援事業を市町が実施するために必要な経費	別に定める。	市町
7	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校卒業程度認定試験対策講座の受講費用を一部補助することにより、ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図る。	対策講座の受講に要する経費	別に定める。	別に定める。
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	就職に有利な資格の取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施するために必要な経費	別に定める。	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
9	児童保護措置費等負担金	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 55 条の規定に基づき、母子の保護を図る。	市が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する経費	負担基本額の 1/4	市
10	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	高齢者、障がい者等の移動の円滑化を促進する。	鉄道事業者又は軌道経営者が行う駅におけるバリアフリー化設備に要する経費	補助対象経費の 1/6 以内	鉄道事業者、軌道経営者又は市町
11	三重県公共交通移動円滑化補助金	乗合バスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する。	乗合バスの低床化に要する経費	補助対象経費の 1/4 以内	一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗合旅客自動車運送事業に当該事業の用に供するバス車両を貸与する者
12	三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金	高齢者、障がい者、旅行者等の移動等の円滑化を促進する。	ユニバーサルデザインタクシーの導入にかかる経費	別に定める。	一般乗用旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者、知事が認定した者

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 435 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、伊賀市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊賀市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 436 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名

四日市砂利株式会社

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町東貝野字悟入谷 2526 の 113

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 437 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保

安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

片山 周太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町東貝野字悟入谷 2526 の 16

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

林 正善

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町東貝野字悟入谷 2526 の 18、2526 の 97

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 438 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ 伊勢玉城店
度会郡玉城町久保 251 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号	石田 卓巳

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 2 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,292 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	169 台	縦覧による
合 計	169 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	133.0 m ²	縦覧による
合 計	133.0 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	34.82 m ³	縦覧による
合 計	34.82 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前 7 時	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合 計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 8 時から午後 8 時まで

- 7 届出の日
令和6年5月31日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年6月14日から同年10月15日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 439 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年6月14日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランドNew松阪店
松阪市久米町1030番地1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) テックランドNew松阪店
(変更後) テックランドNew松阪店
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場1	3箇所	縦覧による
駐車場2	1箇所	縦覧による
合計	4箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場1	4箇所	縦覧による
駐車場2	1箇所	縦覧による
合計	5箇所	

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和6年5月31日
 - 2(2) 令和6年6月30日
- 4 変更理由
 - 2(1) 大規模小売店舗の名称変更のため
 - 2(2) 店舗運営計画の見直しのため
- 5 届出の日
令和6年5月31日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年6月14日から同年10月15日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年6月14日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンファール

桑名市桑栄町1-1 ほか

2 桑名市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年6月14日から同年7月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第42条第2項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和6年6月14日

三重県知事 一見勝之

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

パシフィコ・エナジー白山合同会社

代表社員 ピーイー・デベロップメント・ジーピー・エルエルシー 職務執行者 松尾 大樹

東京都港区六本木三丁目2番1号 六本木グランドタワー

2 対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業

太陽電池発電所設置事業

最大8.96万kW

3 対象事業実施区域

津市白山町三ヶ野地区周辺

4 聴取会の開催の日時及び場所

令和6年7月16日（火）午前10時から（開場 午前9時30分）

三重県吉田山会館 第206会議室（三重県津市栄町1丁目891番地）

5 意見を聴こうとする事項

（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見

6 意見陳述の申出に関する事項

聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。

(1) 申出書の記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）

イ 対象事業の名称

- ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
- エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）

(2) 申出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課
 電話番号 059-224-2366 ファクシミリ番号 059-229-1016

(3) 申出方法

持参、郵送又はファクシミリ

※ メールでの提出を希望される場合は、電話で御相談下さい。

(4) 申出期限

令和 6 年 7 月 2 日（火）（午後 5 時必着）

7 その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業湛水防除事業（小規模）	黒部第 1 地区	令和 6 年 3 月 25 日
水利施設等保全高度化事業（一般型）	一志南部用水地区	令和 6 年 3 月 26 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 5 月 31 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
度会郡南伊勢町東宮

正 誤

令和 6 年 3 月 29 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例の一部を改正する条例中

ページ 行

誤

21 20 公益無償に関する法律（令和六年法律第 〇号）

正

公益無償に関する法律（令和六年法律第三十号）

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
